平成２９年（フ）第３４５号
和歌山市坂田128番地８
債務者　久保　敬次
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第８号
和歌山市井戸272番地１　有料老人ホーム和みの里、前住所和歌山市岩橋1399番地１　さくら園紀伊風土記の丘
債務者　向井　令子
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第１０号
和歌山市弘西668番地１　プリオール紀伊303号、前住所和歌山市善明寺615番地27　鳴滝団地Ａ18―106号
債務者　山本　浩史
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第１５号
堺市西区菱木４丁2677－７　ヴィルヌーブ101号室、住民票上の住所和歌山市松江中１丁目３番５号　サンヴィラ中松江101号室
債務者　簑原　進也
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第１９号
和歌山市砂山南２丁目５番20号
債務者　冠　　正憲
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１２３号
山口県宇部市笹山町１丁目16番３号、従前の住所山口県宇部市野原１丁目１番７―303号
債務者　気まま料理圭こと　小野　晃久
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２９年（フ）第１６１号
香川県丸亀市今津町650番地　今津団地７棟1257号
債務者　本間　将太
1　決定年月日時　平成30年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成３０年（フ）第８号
香川県丸亀市垂水町2766番地１　プロムナード垂水102号
債務者　福井由香里（旧姓新居）
1　決定年月日時　平成30年３月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成３０年（フ）第７９号
仙台市宮城野区平成１丁目13番３号　和泉荘２、従前の住所宮城県栗原市築館薬師４丁目１番11―５号　門脇アパート202号
債務者　斎藤　芳子
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第１２７号
宮城県塩竈市みのが丘１番30―12号
債務者　綿邨貴代子
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第１８号
福島県いわき市好間町上好間字馬場前39番地の１
債務者　石川　伯通
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成３０年（フ）第６６号
静岡県浜松市東区大蒲町92番地の14スカイプラム102号、前住所静岡県浜松市中区中島１丁目33番５号メゾンド中島302号
債務者　中原　誠治
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成３０年（フ）第５５号
兵庫県姫路市砥堀345番地１　小玉ハイツ３－Ｂ
債務者　前城　亮太
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第５９号
兵庫県加古川市平岡町二俣877番地　福光荘２号
債務者　大川　文和
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第７０号
兵庫県姫路市的形町的形1778番地１　サンパティック的形1008号
債務者　坂井加奈子
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第８３号
兵庫県高砂市曽根町1736番地の３　弘栄荘２号
債務者　佐野　久一
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第４０号
広島市中区西白島町８番17―302号
債務者　隅田　賢治
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
広島地方裁判所民事第４部